

---

プロジェクト	連結及び持分法
項目	情報要請「IFRS 第 10 号、IFRS 第 11 号及び IFRS 第 12 号の適用後レビュー」への対応

---

## I. 本資料の目的

1. IASB は、2020 年 12 月 9 日に、情報要請「IFRS 第 10 号『連結財務諸表』、IFRS 第 11 号『共同支配の取決め』及び IFRS 第 12 号『他の企業への関与の開示』の適用後レビュー」（以下「情報要請」という。）を公表している（コメント期限：2021 年 5 月 10 日）。
2. 今後、ASBJ として情報要請への対応を行うにあたり、ASBJ 事務局において関係者にアウトリーチを行うことを検討している。本資料は、IASB が実施する適用後レビュー（以下「PIR」という。）及び IASB が公表している情報要請の概要等の説明をした上で、ASBJ 事務局のアウトリーチの進め方についてご意見をうかがうことを目的としている。

## II. IASB が実施する PIR の概要

3. PIR は、IASB のデュー・プロセスの一環であり、新基準又は大規模修正について、新たな要求事項が 2 年間適用された後に開始することとされている<sup>1</sup>。
4. PIR は 2 つのフェーズで構成される。フェーズ 1 では、検討すべき主要な事項を識別して評価を行い、当該結果を情報要請として公表した上で、市場関係者からのコメントを求める。フェーズ 2 では、情報要請に寄せられたコメントやアウトリーチなど他の協議活動を通じて収集した情報に基づき、IASB が審議を行う。IASB は、審議を完了した時点で、発見事項を提示し、レビューの結果として、行う予定の手順があれば、それを公表することとされている。
5. PIR では、特に、次の点を評価することが目的とされている。

- (1) ある基準における要求事項を適用する企業が、企業の財政状態及び財務業績

---

<sup>1</sup> IFRS 財団のデュー・プロセス・ハンドブック（6.48 項）では、「審議会は、新基準又は大規模修正のそれぞれについて適用後レビューの実施を求められる。適用後レビューは、通常、新たな要求事項が国際的に 2 年間適用された後に開始する。これは通常、発効日の約 30 か月から 36 か月後である。」とされている。

を忠実に描写する財務諸表を作成するかどうか、及びこの情報が財務諸表利用者が十分な情報に基づく経済的意思決定を行うのに役立つかどうか

- (2) 当該基準の領域が課題を生じさせているかどうか
  - (3) 当該基準の領域が一貫しない適用を生じさせる可能性があるかどうか
  - (4) 当該基準の要求事項の適用若しくは実施の際、又は当該基準が企業に提供することを要求している情報の使用若しくは監査の際に、予想外のコストが生じるかどうか
6. また、IASB は、PIR の発見事項の内容次第で、次のいずれかを決定することにつながる可能性があるとしている。
- (1) 基準設定プロジェクトをアジェンダに追加する。
  - (2) 1つ又は複数の事項をリサーチ・プログラムの一部としてさらに検討する。
  - (3) 上記の両方を行うことを決定する。
  - (4) 何もしない。

### III. IASB が公表している情報要請の質問項目

7. 情報要請には、次の質問事項が示されており、回答者は質問のすべて又は一部に回答することにより情報を提供することができるとされている。

該当する基準	番号	質問内容
	質問 1	コメント提出者の属性
IFRS 第 10 号「連結財務諸表」(以下「IFRS 第 10 号」という。)	質問 2	支配—投資先に対するパワー
	質問 3	支配—パワーとリターンとの関連
	質問 4	投資企業
	質問 5	会計処理の要求事項
IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」(以下「IFRS 第 11 号」という。)	質問 6	IFRS 第 11 号の範囲に含まれない協力の取決め
	質問 7	共同支配の取決めの分類
	質問 8	共同支配事業の会計処理の事項
IFRS 第 12 号「他の企業への関与の	質問 9	他の企業への関与の開示

開示」(以下「IFRS第12号」という。)		
	質問10	その他のコメントの有無

## IV. IASB が公表している情報要請の概要

### IFRS 第10号

#### (支配—投資先に対するパワー (質問2))

##### IFRS 第10号の要求事項等

8. IFRS 第10号は、投資者が1つ又は複数の他の会社(子会社)を支配している場合に連結財務諸表を表示することを要求している。投資者は、投資先との関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、投資先に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合には、支配を有している。
9. 投資者は、投資先の関連性のある活動を指図する現在の能力を有する場合に投資先に対するパワーを有する。
10. 投資者は、投資者と他者が有する権利が、実質的な権利なのか、防御的な権利なのかを決定する。パワーを有するかどうかの評価に際しては、実質的な権利のみを検討する。
11. 投資者は、投資先の議決権の過半数を有さない場合にもパワーを有する可能性があり、パワーの判断において、(1) 他の議決権保有者との契約上の取決め、(2) 他の議決権保有者の保有規模及び分散状況との比較における投資者の議決権の相対的な規模、(3) 潜在的議決権、(4) 過去の株主総会での他の株主の投票パターン、(5) 事実上の代理人等、について考慮する必要がある。

#### PIRのフェーズ1でのフィードバック

IASBは、利害関係者からの次のコメントを確認している。

- (1) 複数の活動が存在する場合の関連性のある活動の識別の困難性
- (2) 権利が防御的かどうかの判断の困難性(例えば、フランチャイズ契約)

- (3) 権利が実質的かどうかの再評価に追加のガイダンスが必要であること
- (4) 議決権の過半数を伴わない支配の判断に、企業間でのばらつきが生じ得ること。また、再評価において第三者の活動をモニタリングすることが煩雑であること

#### 質問内容の概要

IASBは、次のことが困難な状況はあるか、そのような状況はどれくらいの頻度で生じるかなどについて質問している。

- (1) 投資先の関連性のある活動の識別
- (2) 投資者の権利が防御的・実質的であるかの決定
- (3) 他の投資者による株式保有が広く分散している場合に、投資者が議決権の過半数を伴わずに投資先を支配しているかを評価すること

### **(支配ーパワーとリターンとの関連 (質問3))**

#### IFRS 第10号の要求事項等

12. IFRS 第10号では、投資者は、投資先への関与から生じるリターンに影響を及ぼすために投資先の関連性のある活動に対してパワーを使用できることが必要とされる。投資者は、他者の代理人として行動している場合には、自らのリターンに影響を及ぼすためにパワーを使用することができない。

#### PIRのフェーズ1でのフィードバック

IASBは、利害関係者からの次のコメントを確認している。

- (1) 意思決定者の本人・代理人判断の困難性
- (2) 契約上の取決めがない場合の代理人（事実上の代理人）の識別の困難性

#### 質問内容の概要

IASBは、次のような状況はどれくらいの頻度で生じるかなどを質問している。

- (1) 代理人関係を識別することが困難である状況
- (2) 他の当事者が投資者の事実上の代理人であるかどうかの判断

**(投資企業 (質問 4))**

**IFRS 第 10 号の要求事項等**

13. IFRS 第 10 号は、投資企業に、子会社に対する投資を公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識することを要求している。投資企業は、子会社自身が投資企業でなく、子会社の主要な目的及び活動が投資企業の投資活動に関連するサービスを提供することである場合には、当該子会社を連結する。IFRS 第 10 号では、投資企業が定義され、その典型的な特徴が記述されている。

**PIR のフェーズ 1 でのフィードバック**

IASB は、利害関係者からの次のコメントを確認している。

- (1) 投資企業の定義の明確化の必要性
- (2) 自身が投資企業である子会社を公正価値測定することが、情報の喪失を生じさせること

**質問内容の概要**

IASB は、次のような状況を認識しているかなどを質問している。

- (1) 投資企業の定義や典型的な特徴を適用することにより、投資企業の識別について、一貫性のない結果がもたらされる状況
- (2) 自身が投資企業である子会社に対する投資を公正価値で測定することにより情報の喪失をもたらす状況

**(会計処理の要求事項 (質問 5))**

**IFRS 第 10 号等の要求事項等**

14. IFRS 第 10 号では、親会社の子会社の支配を喪失した場合は、親会社が旧子会社に対して保持している投資を支配喪失日に公正価値で測定し、これにより生じる利得又は損失は、純損益に認識することが要求されている。これは、支配の喪失は、重大な経済事象であり、これまでの親子関係とは大きく異なる投資者と投資先との新たな関係が当初測定されるからであると説明されている。
15. IFRS 第 3 号「企業結合」(以下「IFRS 第 3 号」という。)は、事業の取得に適用され、事業を構成しない資産グループの取得には適用されない。一方で、IFRS 第 10 号では、親会社がすべての子会社を連結することが要求され、非支配持分は、子会

社に対する持分のうち、親会社に直接に帰属しないものと定義されている。

#### PIRのフェーズ1でのフィードバック

IASBは、利害関係者からの次のコメントを確認している。

- (1) 持分変動の会計処理に関するガイダンスの網羅性の欠如
- (2) 支配の喪失の会計処理において保持している持分を公正価値で再測定することへの反対意見（単独で考えると、保持している持分は変化しておらず、保持している持分の再測定は不適切である。）
- (3) 事業を構成しない子会社の部分的な取得の際に、非支配持分を認識すべきかどうかについて多様性が存在すること

#### 質問内容の概要

IASBは、次のような質問をしている。

- (1) 投資者と投資先との関係を変化させ、かつIFRS基準書で扱われていない取引、事象又は状況が生じる頻度及びこれらに対する会計処理
- (2) 支配の喪失を生じさせる取引において、保持している持分を公正価値で再測定することが、目的適合性のある情報を提供するか
- (3) 事業を構成しない子会社に対する支配をどのように会計処理しているか

## IFRS 第11号

### (IFRS 第11号の範囲に含まれない協力の取決め(質問6))

#### IFRS 第11号の要求事項等

16. IFRS 第11号では、共同で支配されている取決めに対する持分を有する企業の財務報告に関する原則を定めている。共同支配の取決めは、複数の当事者が共同支配を有する取決めであり、次の特徴を有するとしている。
  - (1) 当事者が契約上の取決めで拘束されている。
  - (2) 契約上の取決めにより、複数の当事者が当該取決めに対する共同支配を有している。

### PIRのフェーズ1でのフィードバック

IASBは、利害関係者から、IFRS第11号の範囲に含まれない協力の取決めについて、十分な会計処理の要求事項が示されていないと利害関係者から指摘されている。

#### 質問内容の概要

IASBは、IFRS第11号の範囲に含まれない協力の取決めについて、次のような質問をしている。

- (1) 取決めの当事者が共同支配を有していないためにIFRS第11号の共同支配の取決めの定義を満たさない協力の取決めが、どのくらい普及しているか
- (2) IFRS第11号の定義を満たさない協力の取決めをどのように会計処理しているか

### **(共同支配の取決めの分類(質問7))**

#### IFRS第11号の要求事項等

17. IFRS第11号では、共同支配の取決めの当事者である投資者は、当該取決めが共同支配企業なのか共同支配事業なのかを、当該取決めの当事者の権利及び義務を評価することによって決定するとしている。

### PIRのフェーズ1でのフィードバック

IASBは、利害関係者から、共同支配の取決めを共同支配事業又は共同支配企業のいずれかに分類するには、重大な判断が必要となる場合があり、それが煩雑となる可能性があるとして利害関係者から指摘されている。

#### 質問内容の概要

IASBは、共同支配の取決めの分類について、次のような質問をしている。

- (1) 共同支配の取決めの当事者が、当該取決めの法的形態及び契約上の取決めを考慮した後に、共同支配の取決めの分類を決定するために、他の事実及び状況を考慮しなければならないことが、どれくらいの頻度で生じるか。
- (2) IFRS第11号のガイダンスの適用により、どの程度まで、投資者が共同支配の取決めの分類を「他の事実及び状況」に基づいて決定することが可能か。

また、IFRS 第 11 号のガイダンスに含まれていない他の要因で、分類に関連性がある可能性がある要因はあるか。

### (共同支配事業の会計処理 (質問 8))

#### IFRS 第 11 号の要求事項等

18. IFRS 第 11 号では、共同支配事業者は、取決めに係る自らに帰属する資産、負債、収益及び費用を認識しなければならないとしている。

#### PIR のフェーズ 1 でのフィードバック

IASB は、利害関係者からの次のコメントを確認している。

- (1) 共同支配事業の会計処理について十分なガイダンスが存在するとは一部の利害関係者は考えていないこと
- (2) 過去の IFRS 解釈指針委員会がアジェンダ決定を公表した論点に関する懸念

#### 質問内容の概要

IASB は、共同支配事業の会計処理について、次のような質問をしている。

- (1) IFRS 第 11 号の要求事項の適用により、どの程度まで、共同支配事業者が資産、負債、収益及び費用を目的適合性のある忠実な方法で報告することが可能となっているか
- (2) 共同支配事業者がそのような報告を行えない状況はあるか

### IFRS 第 12 号

#### (他の企業への関与の開示 (質問 9))

#### IFRS 第 12 号の要求事項等

19. IFRS 第 12 号では、子会社、共同支配の取決め、関連会社及び非連結の組成された企業への企業の関与と、これらの関与に関連したリスクについての開示要求を示している。

#### PIR のフェーズ 1 でのフィードバック



IASB は、利害関係者はほとんどコメントしなかったものの、一部の利害関係者は、追加の情報開示を提案し、他の利害関係者は、開示要求の一部が過剰であると考ええる意見があったとしている。

#### **質問内容の概要**

IASB は、次のことを認識しているかなどについて質問している。

- (1) IFRS 第 12 号で要求されていない情報で、有用と考える情報
- (2) IFRS 第 12 号で要求されている情報のうち、不必要と考える情報

## **V. ASBJ 事務局による意見聴取における主な論点**

20. ASBJ 事務局は、情報要請における IASB の 10 の質問項目に対して IASB に情報を提供するために、利害関係者から意見を聴取することを予定している。ここで、情報要請の質問項目については、対象となる企業が限定的である論点も多いと考えられるため、公開で広く意見を募ることはせず、的を絞って個別にアウトリーチを実施することが考えられる。情報要請の質問項目に対するアウトリーチ対象(案)を「VI. ASBJ 事務局によるアウトリーチの対象者に関する事務局案」で検討している。

### **重点的に意見を聴取する項目**

21. ASBJ 事務局は、これまでの経験から、以下の項目について特に意見発信することになると考えられる。
  - (1) 持分法会計
  - (2) 支配の喪失において保持する持分の公正価値評価

#### **(持分法会計について)**

22. 持分法会計については、今回の情報要請の対象となっておらず、適用後レビューにおいてどれだけ議論されることになるかは定かではない。しかし、持分法会計は、以下に説明するとおり、過去から継続する解決すべき課題であると我が国の関係者の多くが理解しているにもかかわらず、IASB によって正面から取り上げられていないと ASBJ 事務局は認識している。

IFRS 第 11 号に従い、投資先が共同支配企業であると判定された場合には、持分法が適用されることもあり、持分法会計についても、今回の ASBJ 事務局によるアウトリーチの一部として関係者の意見聴取し、情報要請に対するコメントにおいて

も言及することが考えられる。

なお、IASB が今般の適用後レビューにおいて持分法会計を取り上げないこととした場合、IASB が予定しているアジェンダ・コンサルテーションにおいても持分法会計について意見発信することが考えられる。

23. IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業への投資」(以下「IAS 第 28 号」という。)は、持分法会計の歴史的な成り立ちを背景として、その目的や基礎となる原則が明確となっていない。そのため、利害関係者の間で見解の違いを生み出し、同一の取引に対し多様な会計処理を生じさせていることが過去から継続する課題となっている<sup>2</sup>。
24. PIR のフェーズ 1 において、利害関係者から持分法会計の基礎となる概念（一行連結なのか測定技法なのか）を明確にする必要があるとのフィードバックが IASB に寄せられた。しかしながら、IASB が持分法のリサーチ・プロジェクトを別途実施しており、当該プロジェクトの目的が、「持分法の修正により実務上の論点に対処できるか、あるいは、より根本的なレビューが必要であるかを決定すること」とされていることを理由に、2020 年 4 月の IASB ボード会議において、持分法会計の概念の明確化を情報要請に含めないことが決定された<sup>3</sup>。
25. その後、2020 年 10 月の IASB ボード会議<sup>4</sup>においては、持分法のリサーチ・プロジェクトの進め方が議論され、次の理由により、一部の関係者がもっている持分法の根本的な見直しの評価<sup>5</sup>が必要であるとする見解には対応しないことが暫定的に決定された。
  - (1) 持分法の根本的な見直しには、時間とリソースが必要であり、プロジェクトの優先順位を決定する必要がある。
  - (2) 根本的な見直しにより、持分法をどのような場合にどのように適用するのか、あるいは持分法がそもそも必要かどうかについても根本的な変更が必要であると結論づける可能性がある。
  - (3) 根本的な見直しは、財務諸表に大きな変更をもたらす可能性があり、新しい要求事項の適用には、さらに多くの労力とコストを要することとなる。
  - (4) 一方で、持分法は、確立された会計処理であり、根本的な変更には相当程度

<sup>2</sup> 第 103 回 ASAF 対応専門委員会（2020 年 11 月 4 日開催）資料(3)

<sup>3</sup> 2020 年 4 月 IASB ボード会議 アジェンダペーパー7A

<sup>4</sup> 2020 年 10 月 IASB ボード会議 アジェンダペーパー13

<sup>5</sup> 根本的な見直しには、(1)持分法の目的、(2)持分法が必要かどうか、又は持分法を概念フレームワークに定める測定基礎の 1 つに置き換えるべきかどうか、(3) 重要な影響力が持分法の適切な基礎かどうかの評価が含まれる可能性があるとしてされている。

の関係者の支持が必要となる。

26. 結果として、持分法のリサーチ・プロジェクトの目的は、「IAS 第 28 号の原則を識別し、説明することにより、連結財務諸表及び個別財務諸表において、持分法の適用上の問題に対処できるかどうかを評価すること」とすることが IASB により暫定決定され、持分法会計の範囲に関する問題や持分法会計の性質を一行連結か測定技法かという問題などの根本的な見直しについては、リサーチ・プロジェクトには含まないこととされた。IASB が現在行っている本リサーチ・プロジェクトのアウトリーチにおいては、持分法の適用上の論点をリスト化し、追加の適用上の論点の有無についての確認が行われている。
27. しかし、持分法会計に関する論点を解決するためには、どのような投資先の純資産に対する持分を損益として連結財務諸表に取り込むべきか、その根拠となる基本的な考え方は何であるのか、そして、それは、持分法会計の性質を一行連結又は評価技法のいずれかにより捉えることで説明できるか、という持分法会計の根本的な見直しの評価が必要と考えられる。
28. 持分法の性質を評価し、持分法会計の基本的な考え方を定めることにより、多くの個別論点に対処可能になると考えられる。逆に、個別の論点にのみ対処する結果として、意図しない結果を招く可能性があると考えられる<sup>6</sup>。
29. これまでも、ASBJ は持分法会計に関する国際的な議論に資する取組みを ASAF 会議等において行っており<sup>7</sup>、引き続き持分法会計について ASBJ として意見発信し、持分法会計の根本的な見直しの評価の必要性を主張していくことが重要であると考えられる。情報要請に対するコメントの中では、持分法の性質及び会計処理に対する考え方を示すことが考えられる。
30. そこで、持分法会計については、情報要請における IASB からの質問項目に対する回答と合わせて意見発信することを想定して、持分法適用会社を数多く有する商社等や、重要性のある関連会社又は共同支配企業の開示が確認された化学、通信業、製薬業等の作成者及び当該企業及び当該企業が属するセクター等のアナリストに

<sup>6</sup> 例えば、2014 年 9 月に公表された「投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却又は拠出」(IFRS 第 10 号及び IAS 第 28 号の修正)は、基準修正の公表後に、意図しない影響が識別され、発効日が無期限で延期となっている。

<sup>7</sup> EFRAG ショート・ディスカッション・シリーズ「持分法：測定基礎なのか一行連結なのか」に対するコメント(2014 年 6 月)

[https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/140617\\_2.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/140617_2.pdf)

ASAF 会議(2014 年 12 月)資料「持分法会計に関するアンケート調査に関するフィードバック」

<https://www.asb.or.jp/ifrs/asaf/y2014/2014-1204/2014-1205.html>

アウトリーチを実施し、持分法会計の根本的な見直しの必要性を確認することが考えられる。

### (支配の喪失時に保持する持分の公正価値評価について)

31. 支配の喪失を生じさせる取引において、残存持分を公正価値測定する要求事項（及び段階取得において追加取得した際に既存の持分を公正価値測定する IFRS 第 3 号の要求事項）については、ASBJ では、かねてよりその情報の有用性の観点から意見発信を行ってきている。
32. 例えば、2014 年に実施された IFRS 第 3 号の情報要請「適用後レビュー：IFRS 第 3 号『企業結合』」においては、支配の喪失を生じさせる取引における公正価値測定について、IASB に次のコメントを行った<sup>8</sup>。
- (1) 利用者は、支配の喪失に係る現行の会計処理を概ね支持しているが、財務数値の分析にあたっては支配の喪失による利得又は損失を除外している<sup>9</sup>と述べている。
  - (2) 作成者においては、支配の喪失の処理から得られる情報の有用性に関する見解は分かっていた。数人の作成者は企業グループから外れるということは重大な経済事象であることから、現行の会計処理を支持する意見であった。しかしながら、多くの作成者は、一部売却の時点で、残余の持分の利得又は損失を認識することは、その事業に係る経営者の意図を反映していないと述べている<sup>10</sup>。
    - ① ある企業は、持分の売却は、必ずしもその子会社との緊密な関係の終了を意味することにはならず、流動性の確保のために売却することもあると述べている。
    - ② ある企業は、一部売却して支配を喪失した時に多額の利得を認識したが、最終的に残りの持分を売却した時には損失を認識する場合があったと述

<sup>8</sup> 情報要請 適用後レビュー：IFRS 第 3 号「企業結合」の回答の提出（2014 年 5 月）

<https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/20140530-1.pdf>

<sup>9</sup> 当該損益が一時的要因であるために分析上は除外しているという意見をヒアリングしている。

<sup>10</sup> ある日本基準適用企業は、持分のすべてを売却する意図が無く、子会社が関連会社になる場合、関連会社の残余の持分を引続き企業集団を構成する投資であると考えていると考えている。つまり、その作成者は関連会社を企業集団の一部と考えており、子会社と関連会社の取扱いに大きな差があることは経営者の意図を表さないと述べている。したがって、その作成者は関連会社の残余の持分を再測定することは経済的実態を表さず、投資家をミスリーディングする可能性があるとして述べている。

べている。

33. IFRS 第 3 号の適用後レビューのフィードバック・ステートメントにおいては、多くの財務諸表利用者が段階取得と支配の喪失の会計処理を支持せず、取得した事業の業績に関する追加の情報を要求したと報告された。本論点については、適用後レビューのフィードバック・ステートメントにおいて、2015 年のアジェンダ協議でのフィードバックにより方向性を決定すると報告されていたが、2015 年のアジェンダ協議では、少数の回答者のみが本論点に対してコメントを行っており重要性が高くないという IASB スタッフの分析に基づき<sup>11</sup>、本件は作業計画に取り上げられなかった。
34. 本件については、情報要請の質問 5 に含まれており、IASB に対しても引き続き情報の有用性の懸念について、フィードバックが提供されている状況である。したがって、支配の喪失時に保持する公正価値評価について多額の利益を計上した企業を選定して、当該企業及び当該企業が属するセクターのアナリストに対して当該情報の有用性を確認することにより、当該損益に対する現在の考え方を確認したいと考えている。

## VI. ASBJ 事務局によるアウトリーチの対象者に関する事務局案

35. 情報要請における質問に対する ASBJ でのアウトリーチの対象者を次のとおりとしてはどうか。

	IFRS 第 10 号	IFRS 第 11 号	IFRS 第 12 号	持分法
<b>作成者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織再編等の開示が確認できる製薬業や通信業等<sup>12</sup></li> <li>・実質的な支配の開示がある商社等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IFRS 第 11 号の適用が多くみられる資源開発<sup>1314</sup>に携わっている商社等</li> </ul>	利用者の関心が高い「非連結の組成された企業への関与に関する情報」などの開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持分法適用会社を数多く有する商社等</li> <li>・重要性のある関連会社又は共</li> </ul>

<sup>11</sup> 2016 年 3 月 IASB ボード会議 アジェンダペーパー-18

<sup>12</sup> IFRS 第 10 号は、子会社を有するすべての会社が対象となるものの、支配の判断に関する質問が多いため、直近の開示において企業結合の開示があり、支配の判断を行ったであろう企業を選定している。

<sup>13</sup> 過去の IFRS 解釈指針委員会における IFRS 第 11 号の論点に関する暫定的なアジェンダ決定に対しても、世界的な資源開発会社からコメントが寄せられている。

<sup>14</sup> 資源開発に携わる会社は、IFRS 第 11 号の定義を満たさない協力の取決めに関与している可能性もあると考えられる。

	・「支配の喪失において保持する持分の公正価値評価」(質問5)については、多額の利益を計上した企業	・重要な共同支配企業の開示が確認できる化学業等	がある金融機関及び商社等	同支配企業の開示が確認された化学、通信業及び製薬業等
利用者	「過半数の議決権を伴わない支配」(質問2)及び「支配の喪失において保持する持分の公正価値評価」(質問5) <sup>15</sup> について、アウトリーチの対象とする作成者の業界(製薬業、通信業、商社、支配喪失時に多額の利益計上をしている企業)のアナリスト	会計処理の適用に関する質問のみのため、実施しない	アウトリーチの対象とする作成者の業界(金融機関、商社、通信、製薬、化学等)のアナリスト	アウトリーチの対象とする作成者の業界(商社、化学、通信業、製薬等)のアナリスト
監査人	日本公認会計士協会にアウトリーチを依頼			

## VII. スケジュール(案)

36. 現時点で想定しているスケジュールは、次のとおりである。

日程	実施項目
2021年1月 企業会計基準委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報要請の内容説明</li> <li>・アウトリーチの進め方の審議</li> </ul>

<sup>15</sup> 2つの質問は、情報の有用性に関するものであるため、アナリストへの質問を提案している。

## 審議事項(2)

2021年2月上旬から3月上旬	アウトリーチ実施
2021年3月 企業会計基準委員会	ASAF 会議 <sup>16</sup> (3月18日・19日開催) への対応案
2021年4月 企業会計基準委員会	・アウトリーチ結果報告 ・コメントレター案の審議
2021年5月10日 (提出期限)	情報要請コメント提出

### ディスカッション・ポイント

アウトリーチの進め方(案)にご質問やご意見があればいただきたい。

以 上

<sup>16</sup> 2020年10月ASAF会議のアジェンダペーパー5に、2021年3月ASAF会議の議題として提案されているが、議論の内容は未定である。